

国民健康保険 高額療養費支給申請手続簡素化の申請をされる方へ

高額療養費支給の申請に係る手続の簡素化をご希望される場合、下記の事項に同意いただき、適用要件に該当している場合に申請できます。

下記の事項を確認いただき、□にチェック(レ)及び同意の署名を記入してください。

申請の内容に事実と相違があったときは、手続の簡素化はできません。その場合は、書面等にてお知らせします。

適用要件について

- ・ 国民健康保険税の滞納がないこと。

解除について

- ・ 適用要件に該当しなくなった場合は、手続の簡素化は解除となります。
- ・ 世帯主が変わった場合などには、手続の簡素化は解除となります。
- ・ ご自身による手続の簡素化の解除をご希望される場合は、解除の申請書の提出が必要です。
- ・ 登録した振込先金融機関口座に高額療養費を振り込むことができなくなった場合は、解除となります。
- ・ 申請の内容に偽りその他不正があった場合は、解除となります。
- ・ 手続の簡素化が解除された場合は、それ以降の高額療養費についてはその都度支給申請が必要となります。

同意事項について

- ・ 以後発生する高額療養費（外来年間合算含む）の支給については、この申請をもって支給されることについて同意します。
- ・ 医療費の一部負担金の支払いについて、必要に応じて羽島市から医療機関へ照会することについて同意します。
- ・ 医療費の一部負担金を支払っていなかった場合には、支給済みの高額療養費を返還することについて同意します。
- ・ 支給済みの高額療養費の金額が減額となった場合、減額された金額を返還することまたは次回以降の支給額で調整されることについて同意します。
- ・ 再審査等により支給額に変更が生じた場合は、次回以降の支給額で調整されることを同意します。

その他注意事項について

- ・ 「公金受取口座」とは、国民健康保険の世帯主がマイナンバーポータル等から口座情報登録・連携システム（以下「システム」という。）に公金受取のための口座として登録した口座をいいます。
- ・ 公金受取口座の口座変更・登録抹消を行うと、システム反映までに一定期間を要します。
なお、公金受取口座の登録抹消を行った場合は、振込先金融機関口座の変更の申請が必要です。
- ・ 「公金受取口座」以外の口座を振込先金融機関口座として指定する場合は、原則として世帯主義義の口座とします。
- ・ 手続の簡素化の適用中に、振込口座番号の誤り等により口座振替できなかった場合又は公金受取口座以外の振込口座の変更を希望される場合は、金融機関口座通帳等を持参のうえ、変更の申請書の提出が必要です。
- ・ 医療機関が実施している独自の制度等により、医療費の自己負担金が免除又は減額されているなど、その都度、領収書の確認が必要などときには、手続の簡素化を適用できない場合があります。
- ・ 第三者行為又は業務上の事故による傷病において診療を受けた場合は、羽島市に連絡が必要です。
- ・ 手続の簡素化の適用中に、高額療養費の支給がある場合は、支給決定通知書を送付します。
- ・ 手続の簡素化の適用中は、高額療養費申請勧奨などの手続きの案内は送付されません。
- ・ 社会保険加入等、他の保険に切り替わった場合は、速やかに国民健康保険の喪失手続きを行ってください。

以上に同意のうえ申請します。

署名

(別記様式 裏)